

放送大学人事委員会規程

平成11年9月8日

放送大学規程第2号

改正 平成13年3月30日、平成15年10月1日、
平成16年4月1日、平成19年1月10日、
3月30日、平成19年4月25日、平成20年
4月30日、平成21年3月25日、平成22年
5月19日・10月13日、平成23年9月14日
平成24年3月14日、平成25年3月13日、
平成26年9月10日、平成29年3月28日、
令和2年9月23日、令和6年4月17日

(設置)

第1条 評議会に、放送大学評議会規程（平成22年放送大学規程第1号）第9条の規定に基づき、人事委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 教員の人事の基準に関する事項
- 二 選考を必要とする教員の専門分野及び職種、委員の構成その他業績評価部会の設置に関する事項
- 三 その他教員の人事に関し評議会から付託された事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織し、委員は学長が委嘱する。

- 一 副学長
- 二 附属図書館長
- 三 学長が各コースから指名する教授 各1名

(任期)

第4条 前条第3号に掲げる委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、年度の途中において委嘱された委員の任期は、当該年度の末日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ学長が指名する副学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議の成立等)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、総務部総務課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成11年9月8日から施行する。

附 則（平成13年3月30日）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年10月1日）

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年1月10日）

この規程は、平成19年1月10日から施行する。

附 則（平成19年3月30日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月25日）

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

附 則（平成20年4月30日）

この規程は、平成20年5月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年5月19日）

この規程は、平成22年5月19日から施行する。

附 則（平成22年10月13日）

この規程は、平成22年10月13日から施行する。

附 則（平成23年9月14日）

この規程は、平成23年9月14日から施行する。

附 則（平成24年3月14日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月13日）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月10日）

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月23日）

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和6年4月17日）

この規程は、令和6年4月17日から施行し、令和6年4月1日から適用する。